

第2章 市域全体の景観形成方針

1. 景観計画区域の設定

本市における様々な景観資源⁶に十分配慮した景観の保全や、人々の営みと調和した質の高い景観を創造するなど、総合的な景観形成を進めるため、「本市全域」を景観計画区域とします。

2. 景観に関する特性と課題

(1) 本市の景観特性

本市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市といちき串木野市、北は阿久根市に隣接する本土地域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島地域で構成されています。

市域面積は、鹿児島県では最大となる682.92平方キロメートルで、その大半は山林と田畑が占め、川内川、樋脇川などの一級河川、藺牟田池などの湖沼、白砂青松が美しい海岸線などの多種多様な自然景観があります。

また、神亀山、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区等の歴史資源や、それぞれの地域で継承され受け継がれてきた祭りや伝統芸能等の文化資源を有しています。

更には、八重山や尾岳に代表される山岳の他、身近にある寺山、丸山、愛宕山、遠目木山など常緑の山々がそびえ、~~棚田や平地の~~田畑などとともに、私たちの生活における日常的な風景の一部となっており、集落と共存した田園景観、里地里山的景観が数多く見受けられます。

また、甑大橋や、川内の国道3号電線類地中化地区など、生活の一部としての良好な景観が存在しているものもあります。

これらは、本市を特徴づけるふるさとの景観であり、その特性は「**雄大な自然と悠久の歴史が日常生活に溶け込んだ、ふるさとも感じられる景観**」と言うことができます。

図表4 本市の代表的な景観資源

資源区分	代表的な景観資源
①自然資源	・川内川河畔、藺牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナポレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山
②歴史・文化資源	・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡
③生活資源	・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、 寄田の棚田、内之尾棚田、 江之口橋、甑大明神橋、甑大橋

⁶ 景観資源：まちの景観を特徴づけたり、景観形成を行う上で大切と考えられるもの。(例) 川内川や棚田、田園景観など



瀬尾観音三滝



新田神社



江之口橋



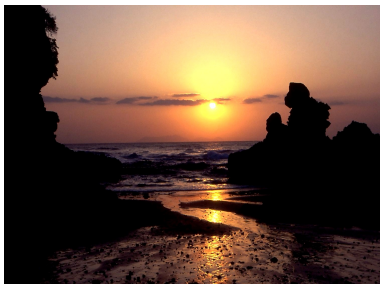
鹿島断崖



泰平寺



市比野温泉



人形岩



里武家屋敷跡



甑大橋



寺山公園



藤川天神



川内高城温泉



※本市には、上記の他にも、魅力的な景観資源がまだまだあります。「薩摩川内市ふるさと景観100選マップ」で紹介していますのでぜひご覧ください。

(2) 景観形成に係る本市の課題

本市の景観形成については、国が認定した HOPE 計画⁷、アメニティタウン計画⁸、中心市街地活性化基本計画⁹、重要伝統的建造物群保存地区選定¹⁰などの施策や蘭牟田池や川内川などの県立自然公園条例や県立自然公園から国定公園となった長目の浜など、規制によって、主に中心市街地や河畔、保存地区などの限定された地域での景観形成が図られてきました。

また市域全体を見渡すと、自然、歴史、文化等の貴重な資源を育みながら、そこで生活を営んできた人々によって長年受け継がれてきた景観が、「公共の財産」として存在しています。

一方で、近年、中心市街地では、南九州西回り自動車道や九州新幹線鹿児島ルート¹¹の整備効果に伴う高層住宅の建設による周辺環境との不調和や、幹線道路沿道の無秩序な広告物の乱立が指摘されており、また、田園地域や甕島地域では、人口減少、高齢化といった社会現象が進んできています。

つまり、本市には、①自然景観の分断、②農林業の担い手不足による荒廃地の増加、③建築物等の色彩の不調和、④建築物の高さの不調和、⑤市街地の空き店舗の増加、⑥屋外広告物の乱立といった景観上の課題があるといえます。

図表5 本市の景観上の課題

課 題	内 容
① 自然景観の分断	● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。
② 農林業の担い手不足による荒廃地の増加	● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。
③ 建築物等の色彩の不調和	● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。
④ 建築物の高さの不調和	● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。
⑤ 市街地の空き店舗の増加	● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。
⑥ 屋外広告物の乱立	● 中心市街地 の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。

⁷ 川内市 HOPE 計画(昭和59年3月策定)：「地域住宅計画」を意識した「Housing with Proper Environment」〔地域固有の自然環境、資源的環境、文化的環境などを活かした住まいづくり〕の略称であり、将来に向けた希望あふれる住まいづくりを目指して昭和58年建設省(当時)が政策化したもの。モデル市町村の指定を受け、今村団地の生垣協定、永利ホータウンのデザインテーマなどが計画・実施された。

⁸ 川内市アメニティタウン計画(昭和62年3月策定)：環境庁(当時)のアメニティタウン計画地域の指定を受け策定。川内川の環境整備、歴史の息吹を感じさせるまち整備、歩く楽しさが感じられるまち並み整備などが計画・実施された。

⁹ 川内市中心市街地活性化基本計画(平成11年3月策定)：平成10年に制定された中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき計画されたもの。通商産業省や建設省の事業を活用し国道3号等の電線地中化や歩道、アーケード、親水施設等が整備された。

¹⁰ 重要伝統的建造物群保存地区(平成15年12月選定)：文化財としての建造物を「点」ではなく「面」で保存しようとするもので、保存地区内では建築物はもちろん工作物や生垣などの環境物件などを特定し、保存措置を図ることになっている。

3. 良好な景観形成に関する方針

(1) 景観形成の基本理念

「雄大な自然と悠久の歴史・文化を体感できる**ふるさと薩摩川内の風土づくり」**

市民、事業者、地区コミュニティ協議会、まちづくり団体及び市等が一体となって良好な景観を守り、つくり、高めるプロセスは、本市の魅力を最大限引き出すことにつながります。

そこで、本市は、このプロセスがふるさとへの愛着や誇りを感じさせるまちづくりへとつながることを目標として、「雄大な自然と悠久の歴史・文化を体感できる ふるさと薩摩川内の風土¹¹づくり」を基本理念として景観形成に取り組むこととします。

(2) 基本方針

「地域力が 守り 高める ふるさと景観の創造」

「景観10年、風景100年、風土1000年」という言葉がありますが、持続的に景観形成活動を積み重ねることにより、一般的な「景観」が「風景」、「風土」へとつながっていくと考えます。

そこで、本市の景観形成は、豊かな自然に支えられ、多彩な景観資源が織り成す薩摩川内らしい原風景¹²を活かしながら、「地域力が守り、高める ふるさと景観の創造」を基本方針とします。

具体的には、次の6項目を掲げて、景観形成に取り組めます。

- ① 多様で豊かな自然景観の保全と活用
- ② 自然と調和した魅力的なまち並みや生活景観の創造
- ③ 伝統を伝える歴史・文化景観の保全と活用
- ④ バランスのとれた特色のある都市景観の創造
- ⑤ 四季を演出し、もてなしの場となる観光景観の創造
- ⑥ 景観形成に関する啓発活動の促進

¹¹ 風土：[生活の様式、思考様式を決定づけるものと考えられる] その土地の気候・水質・地質・地形などの総合状態。

¹² 原風景：[様変わりした現実の風景に対して] 本来そうであろう、あったらろう（あってほしい）とイメージする風景。

図表6 景観形成基本方針

基本方針	内 容
①多様で豊かな自然景観の保全と活用	● 大規模開発、防災復旧対策等に際して景観面での配慮を行い、自然景観を保全する。 ● 自然景観を観光や学習の「活かした素材」として活用する。
②自然と調和した魅力的なまち並みや生活景観の創造	● 川内川を中心に広がる田園や海との関わりが感じられるまち並みや緑地等、自然と結びついた魅力的なまち並みを創造することにより、人々の笑顔あふれる生活景観を創造する。 ● 質の高い景観となるよう、調和に配慮した景観を創造する。
③伝統を伝える歴史・文化景観の保全と活用	● 神亀山や入来麓伝統的建造物群保存地区などの歴史的・文化的景観や史跡公園について、周辺環境を保全し、歴史及び文化を感じることができるよう活用する。 ● 歴史景観を観光や学習の「活かした素材」として活用する。
④バランスのとれた特色のある都市景観の創造	● 中心市街地に建設されるマンションや大規模店舗等の建築物の建設に対し、周辺の建築物や工作物の高さや色彩等と調和のとれた都市景観を創造する。
⑤四季を演出し、もてなしの場となる観光景観の創造	● 緑豊かなまちの景観により、四季を感じることができるよう花の名所づくりや、都市公園、観光公園等の緑地と連動しながら、色彩に配慮した観光景観を創造する。 ● 既存樹木をなるべく保存し、敷地内緑化を推進する。
⑥景観形成に関する啓発活動の促進	● まち歩きの実施や、景観アドバイザーなどの活用による研修会などを実施する景観啓発活動を促進し、景観に対する市民意識の高揚を図り、市全体での良好な景観形成に努める。